

商品概要説明書

2021年2月12日現在

商品名	定期預金（銀行代理店用）			
ご利用いただける方	次の条件をすべて満たす個人のお客様 ●日本国内居住であること ●野村證券に保護預り口座を開設し、野村證券のオンラインサービスをご利用いただいていること ●野村信託銀行に普通預金（銀行代理店用）口座（以下、「普通預金口座」という。）を開設していること			
口座名義	普通預金口座と同一の名義とさせていただきます。			
期間	1 ヶ月・3 ヶ月・6 ヶ月・1 年・2 年・3 年			
お預入れ	方法	普通預金口座からの振替によるお預入れ		
	金額	10 万円以上 ※最低預入額およびお預入上限を設定させていただくことがございます。		
	単位	1 円単位 ※ご入金単位を変更させていただくことがございます。		
払戻し	普通預金口座に入金します。			
満期時の取扱い	元利継続	満期日に、元金と利息を合計して同一期間の定期預金に自動継続します。		
	元金継続	満期日に、元金のみ同一期間の定期預金に自動継続します。利息は普通預金口座に入金します。		
	満期解約	満期日に、元金と利息を合計して普通預金口座に入金します。		
利息	適用利率	●お預入れ時の利率を満期日まで適用します。 ●一部解約後の残金についても引き続きお預入れ時の利率を適用します。 ●元利継続または元金継続をご選択の場合、継続後は継続時インターネットバンキングの利用画面の金利照会に表示している利率が適用されます。		
	利払方法	満期日に普通預金口座に入金します。 ただし、元利継続をご選択の場合は、元金に組入れて継続します。		
	計算方法	付利単位を 100 円とし、預入日から満期日の前日まで 1 年を 365 日とする日割り計算（円未満切り捨て）を行います。 ※期間 2 年物、3 年物の定期預金については 6 ヶ月毎の複利計算とします。		
中途解約時の取扱い	●中途解約の場合は、下表の中途解約利率が適用されます。			
	当初預入期間 預入期間 1 年未満 1 年以上 2 年未満 2 年以上	1 年以下 — —	2 年物 適用利率 × 20% —	3 年物 適用利率 × 10% 適用利率 × 30%
	※中途解約利率が解約日時点の普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率を適用します。			
	●1円以上1円単位で一部解約が可能です。ただし、一部解約後の残額が10万円を下回る一部解約のお取扱いはできません。			

税金	●20.315%（国税15.315%（うち復興特別所得税分 $15\% \times 2.1\% = 0.315\%$）、地方税5%）の源泉分離課税。 2013 年 1 月 1 日より 2037 年 12 月 31 日までにお支払いする利息には、復興特別所得税が課税されます。2012 年 12 月 31 日以前よりお預入いただいている場合でも、2013 年 1 月 1 日以降にお支払いする利息には、復興特別所得税が課税されます。 ※少額貯蓄非課税制度（マル優）のお取扱いはありません。
預金保険制度（注）	普通預金と定期預金を合算して元本1,000 万円までとその元本に対する利息等が保護されます。
その他参考となる事項	●通帳は発行いたしません。お預入残高やお取引の明細は、インターネットバンキングの利用画面にてご確認ください。 ●満期時のお取扱いは、「元利継続」「元金継続」「満期解約」からご選択いただけます。満期日前日20 時までご変更いただけます。 ●満期のご連絡は、野村信託銀行にご登録のメールアドレスに、満期日前に事前連絡し、満期日当日にも通知させていただきます。 ●この定期預金を担保とする貸越はお取り扱いしていません。
金利情報	インターネットバンキングの利用画面の金利照会に表示します。

（注）預金保険制度について

決済用預金を除く定期預金等については、預金者一人当たり、一金融機関ごとに元本1,000 万円までとその利息等が預金保険で保護されます。

なお、1,000 万円を超える部分および保険対象外の預金並びにこれらの利息等であっても、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）。

詳しくは「預金保険機構」のホームページをご覧ください。

※ 当社が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先：全国銀行協会相談室

電話番号：0570-017109または03-5252-3772

所属銀行：野村信託銀行株式会社
代理店：野村證券株式会社